

『埼玉県子育て応援宣言企業登録制度』応募要領

1 趣旨

雇用する従業員の子育てを応援するために、企業・事業所(以下「企業等」という。)が取り組む内容を「子育て応援宣言」として募集します。

2 応募対象

埼玉県内に所在するすべての企業等を対象とします。

3 応募内容

企業等のトップ自らが、従業員の子育てや地域における子育てを応援するために取り組もうとする取組内容を宣言という形にまとめていただき、応募してください。

4 応募方法

応募用紙に所要事項を記載の上、ご応募ください。

5 登録基準等

(1) 県は応募のあった企業等を訪問し、取組宣言の内容を確認させていただきます。

(2) 登録基準は、次のとおりとします。

次に掲げるものの中から職場の実情を踏まえた必要な取組を宣言すること

ア 主に出産・育児中の従業員を対象に仕事と子育ての両立支援に役立つ取組

イ 育児をしていない従業員も含め、家庭生活への配慮や多様な働き方を受け入れる取組

ウ 自社の従業員に限定しない、地域における子育てや若者の就業を支援する取組

従業員のニーズを踏まえた、自主的かつ具体的な宣言であること

現状より相当程度の改善が期待できる宣言であること

過去3年間に於いて関係法令に違反する重大な事実がないこと

(3) 登録の証として登録証書を交付します。また、県のホームページ等で県内外に広く紹介します。

(4) 登録の有効期間は2年間とし、延長できるものとします。登録から2年経過後に取組成果を確認させていただきます。

(5) 宣言内容の具体化に当たっては、県からのアドバイザーの派遣を受けることができます。

6 応募先及び問い合わせ先

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県 産業労働部 勤労者福祉課 就業環境づくり担当

電話 048-830-4513

FAX 048-830-4850

電子メール a4510-02@pref.saitama.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/A07/BL00/kosodate/>